

いのちの選別

「生きるに値する価値が、あなたにはあると思いますか？」

もし、こんなショッキングな問いを他人から向けられたとしたら、人はどう考え、答えるのであろうか？

優生保護法によって、「不良な人間」と烙印を押され、人間としての存在、尊厳を否定された人たちのことが今も次々と報告されている。2018年1月に宮城県在住の60代の女性が15歳のときに知的障害を理由に強制不妊手術を受けさせられている。そのことが明るみに出してから、全国の弁護士が「強制不妊手術被害弁護士団」を結成し、その対象となった障害者への国の謝罪と救済を求めた裁判が現在各地で展開している。

優生保護法成立の背景

1938年2月16日に第1号が創刊され、1945年7月11日の第374号・375号合併号までの8年間発行された『写真週報』という政府機関誌がある。内容は内閣情報局により編集された国内向けのグラフ雑誌である。「太平洋戦争」の翌年1942年に発行された『写真週報』第218号のなかに「結婚十則」という記述がある。そこには、

「これからの結婚はこのように（…）健康証明書を交換しませう。お互いの健康の上にとってこそ、よき家庭も築かれるのです。（…）精神の劣った子供を儲けたのでは国家の負担になる。健全な兵力、労力をつくるため悪い遺伝のない人を選びませう。」

と政府のプロパガンダ誌に記述されているのである。兵力、労力をつくるためには優良な人材をつくることである。そのためには劣った、不良な人は排除すべきという優生思想を色濃く受け継いで戦後制定されたのが1948年の優生保護法なのである。

第2次世界大戦後、当時のわが国は戦地から多くの兵隊が復員し、併せて食糧難であった。また「産めよ、殖やせよ」の国策により、第1次ベビーブームのさなかでもあった。その出生数も約270万人。現在の2.5倍にあたるものである。

しかし、一日も早い復興を願う政府は「敗戦で狭められた国土に8千万人の国民が生活しているために食糧不足は続く」と人口問題を訴え、「文化国家は人口の問題に対して一定の計画性をもつことは絶対に必要」と主張したのである。

具体的には食料不足対策として産児制限の政策を挙げたが、いっぽうで人口の質の劣化を危惧したのである。国を支える働き手や優秀な人材を制限するのは明らかに国民素質の低下、いわゆる民族の逆淘汰を起すと考えたのである。そのためには不良な者すなわち、社会生活をする上で不適応な者、生きて行くことが悲惨であると認められる者を対象とする優生保護法を成立させている。

その優生保護法により、1948年から1996年までの48年間にわたって不妊手術を強制的に行ってきたのである。

「優生保護法」の第1章の第1条には、「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」と書かれている。第4条には「遺伝性疾患のある者への強制手術を認める」とあり、医師が遺伝性の疾患があると確認した場合、公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に手術の審査を申請することになっている。そして、第12条では「遺伝しない疾患のある者も保護者らの同意があれば強制手術を認める」と記さ

れ、医師は遺伝しない「精神病」、「精神薄弱（現、知的障害）」でも、保護者らの同意がある場合は、都道府県優生保護審査会に手術の審査を申請できるなどと強制不妊手術の実施を認めるものになっているのである。

そのなかには、広島で不妊手術を強いられた13歳の少女に対する医師の審査会の申請書の診断では、「痴漢の性欲の対象となる」という理由から手術が実施されている。「痴漢の性欲の対象……」の理由で強制手術を行っていたとは考えられない話である。またいっぽう、重度の障害女性は初潮の頃になると、子宮を摘出することも当たり前に行われてきた慣行がわが国には存在している。

優生保護法によって強制不妊手術にかかわった医師の多くが、「どうせ治らないのだから仕方ない。そんな空気が社会にあった。」と述懐している。本来国に守られるべき障害者が国策と称して優生保護法を根拠に悪行をし続けてきたのである。

教育現場の実態

優生思想に基づく国の政策は単に法律を施行するだけにとどまらず、長年にわたって、教育現場でも「不良な子孫の出生を防止する」ことを是とする教育が行われていた。1950年から1970年代の高等学校保健体育の検定教科書では優生保護法に関するものがほとんどの教科書に記載されている。そのなかの一つ（『健康と生活』改訂版、教育図書株式会社）には、次のように書かれている。

「この優生保護法は結婚を禁止しているのではないから、かりに悪い遺伝性の病気を持っていても結婚はさしつかえない。しかしこのような場合には、不良な子孫が生まれないように優生手術をうけてから結婚しなければならない。この法律は、社会から悪い遺伝性の病気を持った人の生まれるのを除き、健康で明るい社会をつくるためにたいせつなものである。常習犯罪者や青少年で刑罰を受けるものの約3割、感化院に収容されている不良少年の7割5分、浮浪者やこじぎの8割5分は精神病か、精神薄弱者かさもなければ病的性格のものであり、また放火犯人のような凶悪犯罪者には精神病や白痴の者が少なくないことを考えると、この法律のたいせつなことがわかるであろう……」。

（不適當用語が含まれているが原文のままとする。）

と学校教育の現場で優生手術を望ましいものとして教えてきたのである。

これに対して、強制不妊手術の対象とする疾患の遺伝性について、旧厚生省の某公衆衛生局長は1973年に「学問的に非常に問題があり、再検討の必要がある」と優生保護法に対して事実上否定していたことが日本医師会の記録で判明している。しかし、法律が改称・改正される1996年まで強制手術を容認してきた事実が明らかになっている。

2018年4月27日、文部科学大臣は過去の事実を認めた上で、「優生思想に基づく差別は、旧優生保護法に基づく規定が「母体保護法」で削除された段階で明確に否定をされたものと受け止めている。障害者に対する差別はあってはならないものだと思う。」とコメントしている。

[参考文献・資料]

米本昌平・松原洋子・髙島次郎・市野川孝容、『優生学と人間社会』、講談社現代新書、2000年。

優生手術に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪』、現代書館、2018年。毎日新聞社、『毎日新聞』朝刊、2018年6月4日。